

審 査 基 準

平成20年7月1日作成

法 令 名：犯罪被害者等早期援助団体に関する規則
根 拠 条 項：第3条第2項
処 分 の 概 要：犯罪被害者等早期援助団体の事業規程等の変更の承認
原権者（委任先）：島根県公安委員会
法 令 の 定 め： 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律第23条第1項及び第2項（犯罪被害者等早期援助団体） 犯罪被害者等早期援助団体に関する規則第1条（指定の申請）、第4条（指定）、第5条（犯罪被害相談員等の要件）
審 査 基 準：別紙のとおり
標 準 処 理 期 間： 犯罪被害者等早期援助団体の事業規程等の変更の承認については、申請に係る法人の具体的な事業内容、資産等から個別具体的な判断を行う必要があるため、具体的な標準処理期間を設けることが困難であり、標準処理期間は定めないこととしている。
申 請 先： 島根県警察本部警務部広報県民課又は各警察署
問 い 合 わ せ 先： 島根県警察本部警務部広報県民課
備 考：

別紙：

審査基準：

犯罪被害者等早期援助団体は、犯罪被害者等早期援助団体に関する規則（以下「規則」という。）第3条第2項の規定により、規則第1条第1項第3号に掲げる事項、同条第2項第6号の事業規程又は同項第7号の情報管理規程を変更しようとするときは、あらかじめ、島根県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の承認を受けなければならない。

ここで、公安委員会の承認を必要としているのは、これらの事項が、当該犯罪被害者等早期援助団体における援助事業の在り方や被害者等のプライバシーの保護に直接的な影響を及ぼすものであり、その変更後においても当該法人が適正かつ確実な援助事業の遂行を継続できるかどうかについて、公安委員会が確認する必要があることによる。したがって、公安委員会は、これらの変更事項の適否はもとより、その変更に伴い必要となる人的又は財政的な措置が講じられているかなどの観点から、承認に係る審査を行うこととなる。

規則第1条第1項第3号に掲げる事項等の変更の承認も、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（以下「法」という。）第23条並びに規則第4条及び第5条に規定される犯罪被害者等早期援助団体の指定の要件が適用されることとなるが、その基準は以下のとおりである。

第1 規則第1条第1項第3号に掲げる事項の変更の場合

1 法第23条関係

規則第1条第1項第3号に掲げる事項とは、法人が行う援助事業に係る犯罪被害者等であるが、援助事業（法第23条第2項に規定する事業）のいずれも、法に規定する犯罪被害者等又は被害者等を対象としており、過失の身体犯や財産犯等の被害に係る援助はこれに該当しない。よって、これらの法が対象としない被害に係る援助のみを行う法人は、犯罪被害者等早期援助団体たる資格は有しない。ただし、指定を受けた法人が、あわせて法が対象としない被害に係る援助を行う場合は、その部分の業務に関して指定の効果（例：法第23条第7項の規定に基づく守秘義務）が及ばないこととなるだけであり、このような援助を行うこと自体が禁止されるものではない。

2 規則第4条、第5条及び第1条関係

規則第1条第1項第3号に掲げる事項の変更に伴い、変更後の援助事業を行うために、定款等の定め、犯罪被害相談員等の数等の変更が必要となる場合には、変更事項について規則第4条（第9号を除く。）及び第5条の要件を満たす必要がある（個々の要件の具体的な基準については、犯罪被害者等早期援助団体の指定の審査基準を参照）。

第2 事業規程の変更の場合

1 法第23条関係

事業規程とは、法第23条第2項（第1号を除く。）に規定する事業の実施に関する規程であるが、法第23条第2項に規定する事業のいずれも、法に規定する犯罪被害等又は被害者等を対象としており、過失の身体犯や財産犯等の被害に係る援助はこれに該当しない。よって、これらの法が対象としない被害に係る援助のみを行う法人は、犯罪被害者等早期援助団体たる資格は有しない。ただし、指定を受けた法人が、あわせて法が対象としない被害に係る援助を行う場合は、その部分の業務に関して指定の効果（例：法第23条第7項の規定に基づく守秘義務）が及ばないこととなるだけであり、このような援助を行うこと自体が禁止されるものではない。

2 規則第4条、第5条及び第1条関係

変更後の事業規程について、規則第1条第3項に掲げる事項が漏れなく、かつ、適切な内容に定められている必要があるほか、事業規程の変更に伴い、定款等の定め、犯罪被害相談員等の数等の変更が必要となる場合には、変更事項について規則第4条（第9号を除く。）及び第5条の要件を満たす必要がある（個々の要件の具体的な基準については、犯罪被害者等早期援助団体の指定の審査基準を参照）。

第3 情報管理規程の変更の場合

変更後の情報管理規程について、規則第1条第4項に掲げる事項が漏れなく、かつ、適切な内容に定められている必要がある。また、情報管理規程の変更に伴い、規則第4条第7号に規定する相談業務等に関して知り得た情報を適切に管理し、及び秘密を保持するために必要な措置が変更される場合には、変更事項について規則第4条第7号の要件を満たす必要がある（具体的な基準については、犯罪被害者等早期援助団体の指定の審査基準を参照）。